

令和6年度 第2回東御市子育て支援審議会次第

日時：令和6年11月27日（水）午後1時30分～

場所：市役所本館2階全員協議会室

1 開会

2 会長あいさつ

3 市長あいさつ

4 諮問

5 協議事項

(1) 第1期東御市こども計画（素案）について

別紙：資料1

(2) 第1期東御市こども計画（素案）のパブリックコメントについて

ア 意見の募集期間

令和6年12月10日（火）から令和7年1月8日（水）までの30日間

イ 意見の受付方法

電子メール、ファックス、郵送、担当窓口へ直接持参、ながの電子申請サービス

ウ 意見周知の場所

市報とうみ、市ホームページ、市役所本館、中央公民館、市民ラウンジ、総合福祉センター、
滋野コミュニティーセンター、祢津公民館、和コミュニティーセンター、北御牧公民館

計10か所

エ 結果について

いただいたご意見とご意見に対する市の考え方は、第3回子育て支援審議会では報告、ご協議いただきます。

6 その他

第3回子育て支援審議会

日時：令和7年2月20日（木）午後1時30分～午後3時

場所：市役所本館2階全員協議会室

7 閉会

子育て支援審議会委員会 委員名簿

任期：令和5年4月1日～令和7年3月31日（敬称略）

団体名	氏名	備考	
民生児童委員協議会	小林 由美	田中地区主任児童委員	
民生児童委員協議会	土屋 千夏	滋野地区主任児童委員	
民生児童委員協議会	五十嵐 江利子	祢津地区主任児童委員	
民生児童委員協議会	岡田 和子	和地区主任児童委員	
民生児童委員協議会	小池 道子	北御牧地区主任児童委員	
保育園保護者会連合会	田丸 憂太	保育所の幼児の保護者	R6. 4. 1～
保育園保護者会連合会	鈴木 沙也可	保育所の幼児の保護者	R6. 4. 1～
くるみ幼稚園保護者会	所 千恵	認定こども園の幼児の保護者	R6. 4. 1～
私立保育園の代表者	関 旦子	海野保育園園長	
認定こども園の代表者	月岡 栄子	くるみ幼稚園園長	
小規模保育事業所の代表者	吉田 周平	おひさまこども園園長(理事長)	
東御市商工会	森澤 隼門	商工会青年部 副部長	
青年または女性で構成する団体に属する者	只木 とも子	東御市女性団体連絡協議会	
児童福祉に関係するボランティア団体に属する者	尾形 裕子	すくすくママ～ず	
社会教育団体及び学校教育団体に属する	五十嵐 英美	東御市教育委員会	
公募	谷 貴人		

事務局

所属部課名	係名	職名	氏名
健康福祉部		部長	寺田 嘉彦
子ども家庭支援課		課長	小林 裕次
健康推進課		課長	武井 淳一
福祉課		課長	掛川 一郎
教育委員会事務局教育部			
教育課		課長	土屋 岳史
保育課		課長	春原 和美
健康福祉部			
子ども家庭支援課	子ども政策係	主幹	土屋 佐知子
子ども家庭支援課	子ども家庭支援係	係長	塩入 卓也
子ども家庭支援課	子ども政策係	係長	大塚 しのぶ

○東御市子育て支援審議会条例

平成 16 年 4 月 1 日

条例第 102 号

改正 平成 25 年 12 月 25 日条例第 32 号

令和 3 年 3 月 30 日条例第 4 号

(設置)

第 1 条 市の子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に行うため、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 1 項の規定により、東御市子育て支援審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(任務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査し、及び審議するものとする。

- (1) 子育て支援施策に関すること。
- (2) 保育所の運営に関すること。
- (3) 保育料に関すること。
- (4) その他子育て支援施策に関し、市長が必要があると認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 10 人以上で組織する。

2 委員は、子育て支援施策等に関し識見を有する者で次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 児童福祉に関係する者
- (2) 保育所及び認定こども園の幼児の保護者
- (3) 私立の保育所及び認定こども園の代表者
- (4) 商工業団体に属する者
- (5) 青年又は女性で構成する団体に属する者
- (6) 児童福祉に関係するボランティア団体に属する者
- (7) 社会教育団体及び学校教育団体に属する者
- (8) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 5 条 審議会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の 3 分の 2 以上が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会は、その任務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(幹事)

第7条 審議会に、必要があるときは、幹事を置くことができる。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月25日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月30日条例第4号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。